島根県

令和８年３月末で 収入証紙を 廃止しました





国の「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください。

証紙の**販売**は
令和８年３月末日まで

証紙の**使用**は
令和８年９月末日まで

未使用の収入証紙の
還付は
令和13年３月末日まで

令和８年４月からはいろいろな方法で納付できます！※

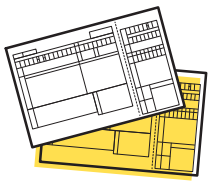
※手続により使用できる納付方法が異なります。収入証紙廃止後の納付方法の詳しい内容については、県のホームページ等でお知らせしています。



1 オンラインでの納付

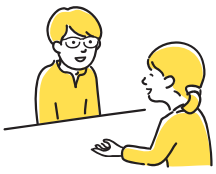
しまね電子申請サービスを利用して、オンラインでの納付手続きが可能となります。一部の手続きでは、証紙廃止前からご利用いただけます 。

- **クレジットカード（VISA、Master、American Express、JCB、Diners Club）**
- **Pay-easy（ペイジー）（インターネットバンキング、Pay-easy対応ATM）**
- PayPay



2 納付書・納入通知書での納付

県から交付を受けた納付書又は納入通知書を使用して、金融機関窓口またはコンビニで現金納付。



3 申請窓口での納付

- **クレジットカード**
- **コード決済**
- **電子マネー**

＊手続きによっては、現金で納付できる場合があります。



購入後、使用しなかった収入証紙は･･･

未使用の収入証紙を返還いただくと額面金を還付します。
詳しい手続きについては、県のホームページ等でお知らせしています。

お問い合わせ **島根県出納局審査指導課**
690-8501 松江市殿町１番地
☎0852-22-6325　E-mail : shinsa-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

詳しくはホームページへ
島根県収入証紙廃止